

産業廃棄物処理計画書

令和5年 6月 30日

広島市長

提出者

住所 広島市佐伯区五日市港2-3-7
氏名 大林道路株式会社 広島営業所
所長 胡家 和典

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 082-925-5077

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	大林道路株式会社 広島営業所
事業場の所在地	広島市佐伯区五日市港2-3-7
計画期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	総合工事業
②事業の規模	元請完成工事高 516百万円（前年度実績）
③従業員数	26人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	産業廃棄物（工事現場） ⇒ 収集・運搬 ⇒ 処分 (再生処理業者に委託して再資源化)

別紙1
(産業物処理法-産業廃棄物処理計画書)

現状:前年度(令和4年)
実績量
計画:今年度(令和5年)
計画量

単位:トン／年

産業廃棄物の種類	排出抑制に関する事項		自ら行う再生利用に関する事項		自ら行う中間処理に関する事項		自ら行う埋立処分等に関する事項		自ら行う埋立処分等に関する事項		処理委託に関する事項		処理委託に関する事項		処理委託に関する事項		処理委託に関する事項						
	排出量		自ら再生利用を行う産業廃棄物の量		自ら熱回収を行う産業廃棄物の量		自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量		自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量		全処理委託量		優良認定処理業者への処理委託量		再生利用業者への処理委託量		認定熱回収業者への処理委託量						
	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画					
燃え殻																							
汚泥	17.127		12								17.127		12			17.127		12					
廃油																							
廃酸																							
廃アルカリ																							
廃プラスチック類	10.325		7								10.325		7			10.325		7					
紙くず																							
木くず	204.16		143								204.16		143			204.16		143					
繊維くず																							
動植物性残さ																							
動物系固形不要物																							
ゴムくず																							
金属くず	1.13		0.8								1.13		0.8			1.13		0.8					
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず																							
鉛さい																							
がれき類	10588.924		7400								10588.924		7400			10588.924		7400					
動物のふん尿																							
動物の死体																							
ぱいじん																							
建設混合廃棄物	211.35		145								211.35		145			211.35		145					
合計	11033.016		7707.8		0	0	0	0	0	0	11033.016		7707.8		0	0	11033.016		7707.8		0	0	0

*上記に分類できない産業廃棄物がある場合に限り、空欄へその産業廃棄物の具体的な名称を記入してください。

別紙2(廃棄物処理法-産業廃棄物処理計画書)

1 産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項(管理体制図等)

【参考様式】

記載項目を満たしていれば、任意の様式で作成したものでも提出可能です。

廃棄物処理に関する管理体制

役割	建設副産物責任者 ○方針の制定
地方安全衛生委員会	○方針等の協議
支店安全・品質環境部長	建設副産物管理責任者 ○方針の周知 ○各部・課の指導
支店安全・品質環境部	○実施状況の確認・指導
工事部	○職員・協力会社の教育・指導・支援・育成
営業所所長	建設副産物管理者 ○事務所方針の決定・周知 ○再生資源利用計画書、再生資源利用促進計画書及び産業廃棄物処理計画書の作成 ○処理業者を選定し委託契約書の作成 ○関係各部署との事前協議等の手続き ○産業廃棄物管理票の交付及び管理 ○建設副産物処理に関し、協力会社の監督・指導 ○廃棄物の処理状況の確認 ○産業廃棄物処理実績の記録及び工事部への報告

2 産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	自社または再生処理業者に委託して、再生材として使用。
②計画 (今後実施する予定の取組)	現状と同様の取組を実施。

3 産業廃棄物の分別に関する事項

①現状 (分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)	建設リサイクル法に基づき、個別工事ごとに実施。
②計画 (今後、分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)	現状と同様の取組を実施。

4 自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	アスファルトガラ・コンクリートガラを粉碎し、再生路盤材他として再資源化する。
②計画 (今後実施する予定の取組)	現状と同様の取組を実施。

5 自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	特に実施なし
②計画 (今後実施する予定の取組)	今後も予定なし

6 自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	特に実施なし
②計画 (今後実施する予定の取組)	今後も予定なし

7 産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	廃棄物処理法に基づき、許可業者へ委託する。
②計画 (今後実施する予定の取組)	現状と同様の取組を実施。